

広島県選挙管理委員会告示第四十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設に、別表のとおり変更があつた旨、三次市選挙管理委員会から報告があつた。

令和四年五月九日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

指 定 施 設		変 更 事 項	変 更 後
名 称	所 在 地		
八次コミュニティセンター	三次市畠敷町 1722 番地 1	所在地	三次市畠敷町 1860 番地 1